

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次	告示
	◇告示 森林病害虫等が附着している皮付松材等の移動禁止
	土地改良区設立の認可
	建設業者の変更登録

告示

県下一円

昭和三十年四月一日から
昭和三十一年三月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

- 1 きくいむし科に属する害虫
- 2 ぞうむし科に属する害虫
- 3 かみきりむし科に属する害虫

三 行うべき措置の内容

森林病害虫等が附着している皮付松材及び伐採木等の枝条は駆除しなければ移動してはならない。

鳥取県告示第百八号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により森林病害虫等が附着している皮付松材等の移動を次のとおり禁止する。

昭和三十年三月八日

一 区域及び期間

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条第一項の規定により、土地改良区の設立について、次のとおり認可した。

昭和三十年三月八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

昭和30年3月8日 大曇日 鳥取県公報

申 請 所 人 名 土地改良区の名称 認可年月日
氣高郡日置村大字早牛 塩 貞夫 外十五名 日置村早牛土地改良区 昭和三十年二月二十八日
鳥取市金沢 藤田 理夫 外十四人 鳥取市金沢〃
西伯郡逢坂村大字殿河内 野口 清橋 外十七人 殿河内〃
藤田 理夫 外十四人 鳥取市金沢〃
昭和三十年三月八日
鳥取県知事 藤 茂
登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所々所在地 申請者氏名
鳥取県知事登録 （は）第二二九号 昭和二十九年九月一日 小林工務所 （旧）鳥取市東町一四五 （新）鳥取市行徳七九
印 刷 所 鳥取縣鳥取市東町 取 縣 印 刷 所

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に、昭和三十年

二月二十八日変更登録した。

発行日 火、金

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可